

秋田県管内

企画展

一九〇一年の秋田県



平成13年 8月28日～9月21日
 10月30日～11月22日
 秋田県公文書館特別展示室

今年は二十一世紀最初の年にあたります。二十世紀の一〇〇年間は、秋田県内でも大きな変化がありました。今回の企画展では、県庁の事務簿や統計書などから、一九〇一年（明治三十四）の秋田県の姿を見ていきます。また、一九〇一年を事例として、当館が所蔵する「秋田県庁文書群」の内容の一端ならびに調査方法を紹介する機会となれば幸いです。

基本統計

1901年（明治34）の秋田県人口は809,942人（1999年：1,196,054人）、田畑耕地面積は135,022㊦（1999年：151,460㊦）でした。

当時の県勢について、人口や産業その他の基本的な数字を調べたい場合、県庁文書群にふくまれる統計書などを使うと便利です。県の行政刊行物では、「秋田県統計書」や「秋田県勸業年報」が保存されています。また、国で出した「日本帝国統計年鑑」なども参考になります。ただし、郡市の区画が現在と異なる場合もあり、統計の数字を見るには注意が必要です。



明治34年「秋田県勸業年報」

地方制度



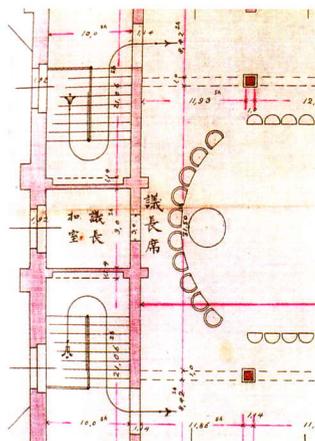
第12代知事
武田 千代三郎

当時の秋田県は「府県制」に基づき、県会を議決機関、県知事を執行機関とする体制でした。県議会議員は制限選挙で選出されましたが、県知事は内務省の人事で赴任する地方官でした。県会の議決できる範囲は財務関係にはほぼ限られ、県知事の専決範囲が広大でした。が、県会の議決は県政に大きな影響力を持ちました。

当館では、「秋田県議会会議録」(複製本)を閲覧室で公開しています。1901年の県政を調べる場合、会議録で事業予算の議決された経緯を見ることも有用です。

執行機関の具体的な仕事は、県庁の各部課係に分掌されました。

そのため、県庁文書も基本的に「〇〇課〇〇係事務簿」の形で作成されています。県庁の組織機構と分掌内容は、「秋田県県令全書」などで調べることができます。



郡役所文書について

当時の郡は、県と町村の間に置かれた地方自治体でした。行政官庁としての郡役所は、明治11年(1878)から大正15年(1926)まで存在しました。当館では、鹿

角・北秋田・河辺・由利・仙北・雄勝郡の郡役所文書を保存しています。各郡内の様子について、県庁文書よりも詳細な記録が見られます。郡行政は県の監督下に置かれていました。そのため、山本・南秋田・平鹿郡の行政も、県庁の担当係(1901年は内務部第一課郡町村係)の事務簿に報告があります。



北秋田郡参事会日誌



河辺郡諸達

農林水産業と鉱工業

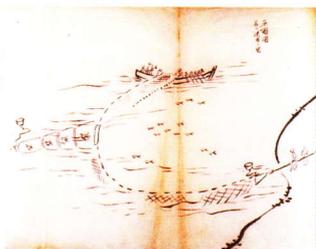
1901年当時の県庁では、第四課第一係が鉱業と水産業、同課第二係が商工業、第六課が農業と林業各分野の行政を担当していました。当館では、上記各系の事務簿が閲覧できます。が、例えば「鉱山之部」の事務簿は、鉱物資源の採掘認可に関わる公文書が中心で、鉱業分野の全体が分かるわけではありません。「秋田県勸業年報」や「秋田県統計書」など、行政刊行物を合わせて読む必要があります。農業関係でも当時の乾田



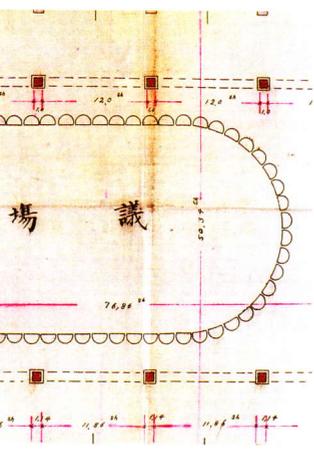
乾田馬耕（斎藤宇一郎記念会所蔵）

馬耕や耕地整理などは、郡役所文書に村々での具体的な様子が記されている場合があります。

この年、奥羽六県連合物産共進会が山形市を会場に開かれました。県庁文書には関係の事務簿が存在し、秋田県の商品に関する記録から当時のおもな物産が分かります。



土崎港町の漁法
（「漁業法施行準備二関スル書類」より）



県会議事堂二階平面図（拡大）

一方、県立学校としては秋田高等女学校（現：秋田北高校）が開校し、女子の中等教育も充実しました。

第三課第二係の事務簿に記録がある他、県立学校の設置に関しては「秋田県議会会議録」（複製本）や「県報」が参考になります。

学校教育

1901年は、前年の「小学校令」改正により尋常小学校での高等小学科併置が増えた他、小学校校舎の新改築も進みました。就学率も特に女子において上昇しています。



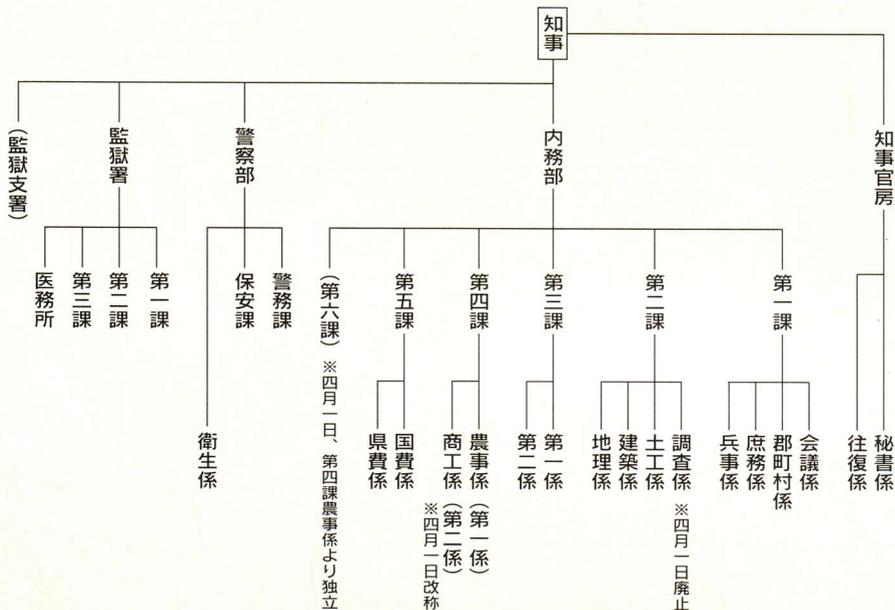
秋田高等女学校
（『思い出のアルバム秋田市<明治大正>』無明舎出版）

兵役制度

兵役制度により、徴兵検査を合格した20歳男子が3年間の常備兵役に服しました。が、戦争時には諸部団隊の要員充足のため、現役常備兵の他からも兵を動員しました。

1901年当時、秋田県は陸軍第八師団の徴兵区に入っており、県庁の第一課兵事係が県内での動員事務を担当していました。毎年、県庁から第八師団に、動員関係の調査書が提出されています。

明治34年の秋田県庁組織機構



秋田県庁文書群(戦前)の構造ガイド

① 布達類の記録

ア. 中央令達

- ・ 中央官省から全国各府県
……………「太制官達留」、「法令全書」など
- ・ 中央官省と秋田県
……………「諸官省公達留」、「官省上申指令原書」など

イ. 管内布達

……………「秋田県布達」、「秋田県県令全書」など

ウ. 県庁内への布達

……………「庁中達」など

エ. 郡役所への布達

……………「郡号達」など

② 公報類の記録

ア. 中央公報

……………「文部省日誌」、「官報」など

イ. 管内公報

……………「県報」など

③ 県庁業務の公的記録

……………明治〇年「第〇課〇〇掛事務簿」〇〇之部など
※担当の部課掛と仕事内容に対応して事務簿を作成

④ 行政刊行物

ア. 中央行政刊行物

……………「工場統計表」、「文部省年報」など

イ. 県行政刊行物

……………「秋田県勸業年報」、「秋田県統計書」など

⑤ 参考図書

……………「康熙字典」など

百年前の郡市町村

明治21年(1888)の府県制・郡制、23年(1890)の市制・町村制の公布により、大日本帝国憲法下の地方制度が確立されました。プロシアを模範とした中央集権的な地方制度でした。昭和22年(1947)の日本国憲法と地方自治法の施行まで、何度かの改正はありましたが、基本的にこの制度が継続しました。

郡

郡は、明治11年(1878)の郡区町村編成法で行政区画となりました。郡役所が設置され、郡長は府知事・県令により任命されました。郡長の職務は、府知事・県令の命をうけ法律等を郡内に施行し、委任事項を処理し、また町村の行政を監督することでした。府県の出先機関、町村支配の拠点とも言えます。

明治23年の郡制で郡会と郡参事会が設けられ、一応、公共団体としての実態を持つこととなりました。郡長は官選でしたが、郡会議員は町村会議員の投票と大地主の互選で選ばれました。郡参事会は郡長と名誉職参事会員で構成され、町村行政の監督にも関わりました。

しかし、郡には課税権が無く、郡有財産から生ずる収入や雑収入、郡内各町村への分賦に依存していました。「地方自治体」としては、かなり不完全な形でした。市町村とは異なり、郡住民の自治意識も充分には発達しませんでした。

明治32年の郡制改正で、郡会議員は制限付きながら直接選挙で選出されることになりました。

市

明治21年(1888)に「町村制」と同時に「市制」が公布されました。人口2万5千人以上の町が「市」とされ、郡と対等の扱いでした。市長は有給で、市会の推薦する候補者3名から内務大臣が任命しました。市会と市参事会が設けられ、市会議員は制限付きの直接選挙で選ばれました。秋田県内では、明治22年に秋田町が「秋田市」となりました。

町村

明治21年の「町村制」は、旧来の数町村をふくむ規模の新町村を単位に施行されました。国の膨大な行政委任事務の負担に耐え得るためでした。町村長は無給の名誉職で、町村会で公選されました。町村会議員は制限付きの直接選挙で選ばれました。

市会も町村会も市町村に関する一切の事件を議決する権限を持っていましたが、内務大臣や府県知事、郡長(市への監督権はなし)などの強い監督を受けました。

※参考文献 『国史大辞典』(吉川弘文館)ほか

